

## 八代市自主運営避難所登録要領

### (目的)

第1条 この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の4第1項の規定により市長が指定する指定緊急避難場所（以下「指定避難場所」という。）の他に自治会又は自主防災組織（以下「自治会等」という。）が自主的に開設し、運営する地域の自主運営避難所の登録等に関し必要な事項を定めることにより、地域における共助の意識を醸成することを図るとともに、法第2条第1号に規定する災害（地震による被害を除く。以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市民が自主的に避難する場所を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 八代市協働のまちづくり推進条例（平成31年八代市条例第5号）第13条第1項に規定する自治会をいう。
- (2) 自主防災組織 法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。
- (3) 自主運営避難所 自治会等が自主的に開設し、運営する私設避難所として、第7条の規定により設置の登録を受けたものをいう。
- (4) 集会施設 自治会等の集会、会議等の活動に供するための施設をいう。

### (自主運営避難所の設置)

第3条 自治会等の代表者（以下「代表者」という。）は、この要領の定めるところにより市長の登録を受けて自主運営避難所を設置することができる。

### (対象とする施設)

第4条 自主運営避難所とすることができる施設は、次に掲げる施設（以下「集会施設等」という。）とする。

- (1) 自治会等が所有する集会施設
- (2) その他自治会等が当該制度の活用のために確保した施設

### (登録基準)

第5条 自主運営避難所の登録基準は、次のとおりとする。

- (1) 集会施設等が避難する市民が災害から身を守ることができる構造等を有すること。
- (2) 集会施設等が土砂災害特別警戒区域に立地していないこと。
- (3) 集会施設等が洪水、内水、高潮及び津波による浸水想定区域に立地する場合にあっては、開設に関する条件を付するものとする。
- (4) 自治会等による自主的な運営を行うことができると認められること。

### (登録の申請等)

第6条 自主運営避難所を設置しようとする代表者（以下「申請者」という。）は、自主運営避難所登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定による申請に当たり、当該申請に係る集会施設等の所有者の同意を得なければならない。

(登録の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、その旨を自主運営避難所登録結果通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録に当たっては、自主運営避難所の開設及び運営に関する条件を付することができる。

(自主運営避難所登録結果の周知)

第8条 前条第1項の規定による登録を受けた代表者(以下「設置者」という。)は、自主運営避難所の登録結果を地域の住民に周知し、当該集会施設等の見やすい場所に自主運営避難所である旨の掲示をしなければならない。

(支援物品の供与)

第9条 市長は、自主運営避難所に対し、次の各号に掲げる物品を供与するものとし、その量は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食料 収容可能人数に2食を乗じた数を基本とする量

(2) 飲料水 収容可能人数に2リットルを乗じた数を基本とする量

2 市長は、第7条第1項の規定により登録しない旨の決定を受けた場合であっても申請者が物品の供与を希望するときは、前項各号に掲げる物品を供与することができる。

(開設及び運営)

第10条 自主運営避難所は、設置者が自主的に開設し、運営することとし、市は、職員の派遣を行わないものとする。

2 自主運営避難所の開設及び運営に係る経費は、設置者の負担とする。

3 市は、自主運営避難所が開設され、災害の長期化が見込まれる場合には、当該自主運営避難所の避難者に対し、指定避難場所等を通じて、救援物資を供与するものとする。

4 設置者は、周辺住民その他本市への来訪者等に対して分け隔てなく避難者を受け入れるよう努めなければならない。

(開設等の報告)

第11条 設置者は、自主運営避難所を開設し、又は閉鎖したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

2 設置者は、自主運営避難所に避難した者があったときは、その人数等を市長に報告しなければならない。

3 前2項の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課において受け付けるものとする。

(1) 坂本地域の自主運営避難所 坂本支所地域振興課

(2) 千丁地域の自主運営避難所 千丁支所地域振興課

(3) 鏡地域の自主運営避難所 鏡支所地域振興課

(4) 東陽地域の自主運営避難所 東陽支所地域振興課

(5) 泉地域の自主運営避難所 泉支所地域振興課

(6) 前各号に掲げる地域以外の地域の自主運営避難所 総務企画部危機管理課

(指定避難場所との関係)

第12条 設置者は、指定避難場所の開設の有無にかかわらず、自主運営避難所を開設することができる。

2 自主運営避難所が開設された集会施設等に指定避難場所が開設された場合は、自主運営避難所を閉鎖するものとする。

(変更の届出)

第13条 設置者は、第7条の規定により登録を受けた事項に変更があったときは、その旨を自主運営避難所登録事項変更届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第14条 設置者は、自主運営避難所を廃止しようとするときは、自主運営避難所廃止届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(決定の取消)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自主運営避難所の登録を取り消すことができる。

- (1) 自主運営避難所が第5条に規定する登録基準に適合しないものとなったと認められるとき。
- (2) 前条の規定により廃止の届出があったとき。
- (3) 虚偽の申請により登録を受けたとき。
- (4) その他登録を取り消すべき事由があると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、自主運営避難所登録取消通知書(様式第5号)により設置者に通知するものとする。

(研修、訓練等)

第16条 設置者は、自主運営避難所を利用すると想定される地域住民に対して研修、訓練等を実施し、自主運営避難所の利用に関する理解を深めるよう努めなければならない。

(事故等の損害賠償等)

第17条 自主運営避難所の開設及び運営に伴う事故等により生じた損害については、市は、その責を負わない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和5年4月26日総務企画部長専決)

この要領は、総務企画部長専決の日から施行する。

八代市自主運営避難所登録申請書

（あて先）八代市長

下記の集会施設等を自主運営避難所として設置したいので、八代市自主運営避難所登録要領第6条第1項の規定により申請します。

記

申請者	団体名		
	代表者氏名		
	代表者住所		
	連絡先	電 話	
		F A X	
メール			
集会施設等	施設名称		
	施設所在地		
	所有者		
	施設連絡先		
	避難場所面積		
	収容可能人数		
物品の供与	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		
担当者	氏名		
	住所		
	連絡先	固定電話	
		携帯電話	
メール			
添付書類	<input type="checkbox"/> 集会施設等の位置図・平面図 ※必須		
	<input type="checkbox"/> 同意書（集会施設等の所有者と申請者が異なる場合）		

【記入上の留意事項等】

- ※1 避難場所面積は、避難者を受け入れるスペースの概算でかまいません。
- ※2 本制度に関する連絡等は、原則、担当者宛に行います。

(作成例)

年 月 日

同 意 書

(自主運営避難所登録申請者) 様

所有者 住 所

氏 名

連絡先

※所有者が法人の場合は、商号及び代表者氏名を記入してください。

私は、八代市自主運営避難所登録要領第6条第1項の規定による自主運営避難所の登録申請に当たり、私が所有する下記施設を自主運営避難所とすることに同意します。

記

施設名称

施設住所

八代市自主運営避難所登録結果通知書

(団体名)

(代表者氏名) 様

八代市長

年 月 日付けで申請のあった八代市自主運営避難所登録について、下記のとおり決定したので、八代市自主運営避難所登録要領第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 決定事項 登録する  
登録しない（理由： ）

2 登録事項

申請者	団体名			
	代表者氏名			
	代表者住所			
	連絡先	電 話		
		F A X		
		メー ル		
集会施設等	施設名称			
	施設所在地			
	所有者			
	施設連絡先			
	避難場所面積			
	収容可能人数			
登録条件等				

自主運営避難所登録事項変更届出書

（あて先）八代市長

自主運営避難所の登録事項に変更があったため、八代市自主運営避難所登録要領第13条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

届出者	団体名			
	代表者氏名			
	代表者住所			
	連絡先	電 話		
		F A X		
		メール		
自主運営 避難所	施設名称			
	施設住所			
変更内容				

年 月 日

自主運営避難所廃止届出書

（あて先）八代市長

自主運営避難所を廃止したいので、八代市自主運営避難所登録要領第14条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

届出者	団体名			
	代表者氏名			
	代表者住所			
	連絡先	電 話		
		F A X		
		メー ル		
自主運営 避難所	施設名称			
	施設住所			
廃止する日	年	月	日	
廃止理由				



年 月 日

自主運営避難所登録取消通知書

（あて先）八代市長

自主運営避難所の登録を取消したので、八代市自主運営避難所登録要領第15条の規定により通知します。

記

届出者	団体名			
	代表者氏名			
	代表者住所			
	連絡先	電 話		
		F A X		
		メー ル		
自主運営 避難所	施設名称			
	施設住所			
取消日	年	月	日	
取消理由				